

## 1 業務の名称

「拠点滞在型観光×三重」ブランディングに向けた観光資源の魅力創出モデル業務委託

## 2 業務の目的

本業務においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による県内経済への影響で観光事業者の経営環境は逼迫した状況が続く中、アフターコロナに向けて、三重県を訪れた旅行者に対して宿泊施設等を拠点とした県内での滞在を促進するため、地域ならではの高付加価値化な滞在型観光コンテンツの創出や既存の体験コンテンツの磨き上げ、魅力ある観光コンテンツを活用した周遊ルートを創出するモデル事業を実施し、拠点滞在型観光の先進地としての新たなブランドを確立することを目的とする。

## 3 委託業務の概要

### (1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和5年3月29日（水）

### (2) 委託業務の主な内容及びスケジュール（案）

(ア) 「三重ならではの」体験コンテンツ造成の方向性及び検証基準の作成

令和4年4月～5月

(イ) 「三重ならではの」体験コンテンツの造成

令和4年5月～12月

(ウ) 既存の体験コンテンツの磨き上げ

令和4年5月～12月

(エ) 体験型コンテンツのガイドスキルの向上のための研修会の実施

令和4年5月～12月

(オ) 「三重ならではの旅（仮称）」モデル事業の実施

令和4年10月～令和5年3月

(カ) 「三重ならではの旅（仮称）」のブランディングに向けた体験コンテンツの流通環境整備

令和4年8月～令和5年3月

## 4 業務の内容

### (1) 「三重ならではの」体験コンテンツ造成の方向性及び検証基準の作成

(ア) 「三重ならではの」体験コンテンツ造成の方向性及び体験コンテンツの検証基準の作成

ア：マーケットニーズに精通した専門家等の知見やツアーエージェント等の売れ筋データ等を活用し、最近の旅行者の趣味嗜好を踏まえた「売れる体験コンテンツ」の要素を分析し、三重県が取り組むべき「三重ならではの」体験コンテンツ造成の方向性を取りまとめること。取りまとめにおいては、以下の「三重県が目指す体験コンテンツの「3つの検証軸」と「6つの検証指標」（案）」を踏まえたものとする。

※三重県が目指す体験コンテンツの「3つの検証軸」と「6つの検証指標」(案)

(i) コアバリュー [供給価値そのもの]

①三重ならではの価値、②知的好奇心をくすぐるストーリー性がある

(ii) バリュー提供の工夫 [供給者の工夫・サービス]

③価値に精通したプロフェッショナルによる体制・対応

④柔軟な体制・対応

(iii) 商品性 [供給される商品の特徴]

⑤お金を払う価値がある、⑥クオリティが高い

イ：マーケットニーズに精通した専門家等の知見やツアーエージェント等の売れ筋データ等を活用し、最近の旅行者の趣味嗜好を踏まえた「売れる体験コンテンツ」の要素を分析し、「売れる体験コンテンツ」に改善するために必要な県内の既存の体験コンテンツの検証基準を作成すること。

(イ) 県内の体験コンテンツの分析・検証・選別

県内の観光地域づくり団体等からの聞き取りやツアーエージェント等のデータを活用し、県内の既存の体験コンテンツを上記の検証基準を活用して分析・検証するとともに、各コンテンツを以下のカテゴリー別に選別すること。

※体験コンテンツのカテゴリー

- ・カテゴリー1：オンラインでの購入が可能で、安定した利用がされている。
- ・カテゴリー2：オンラインで購入できないが、一定の利用がある。
- ・カテゴリー3：オンラインでの購入が可能であるが、利用が乏しい。
- ・カテゴリー4：オンラインで購入できず、一定の利用もない。
- ・カテゴリー5：商品化されていないが、潜在的な価値が高い。

## (2) 「三重ならではの」体験コンテンツの造成

上記(1)の「三重ならではの」体験コンテンツ造成の方向性を踏まえ、カテゴリー5の体験コンテンツや「売れる体験コンテンツ」に成長する可能性の高い観光資源を活用した「三重ならではの」体験コンテンツを造成すること。

(ア) 体験コンテンツの造成に関するセミナー、本事業説明会の開催

県内5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)において、専門的な知見を有する講師による観光関連事業者等(以下、事業者等という)を対象としたセミナーを開催するとともに、募集説明会を実施すること。各地域で1回以上、合計5回以上開催すること。

(イ) 本事業に参加する事業者等の募集、選定及び進捗管理

ア：造成する体験コンテンツ数

5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)で各地域1本以上、合計15本を目標に造成すること

イ：対象事業のテーマ

文化・歴史、食、自然(農山)、自然(河川、沿岸)、ナイトタイム、サステイナブルのいずれかをテーマとすること。

ウ：対象事業の選定方法

旅行商品バイヤーや県内でカテゴリー1の体験コンテンツを運営する事業者等の専門家を含めた、選定会議を構成し、選定を行うこと。

エ：進捗管理

進捗管理を目的とした専門家との会議を月2回以上開催すること。

(ウ) 体験コンテンツの開発における満たすべき内容

ア：カテゴリー1を目指すクオリティの高いものであるとともに、次年度以降も継続した実施が可能であるものであること。

イ：観光資源を活用した体験コンテンツづくりに専門的な知見を有する専門家を事業者等ごとに配置し、専属的に伴走型支援を実施すること。

ウ：コンテンツの実施主体となる事業者等は令和5年度以降も継続的に造成したコンテンツを運用していく意欲のあるものに限ること。

エ：観光地域づくり団体（DMOや観光協会）、自治体と連携すること。

オ：モニターツアーを実施し、課題の洗い出し及び改善を行うこと。

カ：造成後に速やかに販売を開始できるよう、販売価格の設定や発信及び販売手法の明確化、自走可能な体制構築等、必要な調整を行うこと。

キ：当事業以後も事業者が自発的な改善を継続して実施できるよう、KPIマネジメント等を活用した数値管理の手法をアドバイスすること。

### (3) 既存の体験コンテンツの改善

上記(1)における既存体験コンテンツの分析・検証結果を踏まえ、カテゴリー2、3、4の体験コンテンツを実施する事業者等を対象に、「売れる体験コンテンツ」への磨き上げを行うこと。

(ア) 体験コンテンツ改善ワークショップの実施

地域の特色を活かした「売れる体験コンテンツ」へと改善するため、旅行商品バイヤーや県内でカテゴリー1の体験コンテンツを運営する事業者等の専門家を地域に派遣し、地域の事業者・観光地づくり団体・自治体等（以下、地域の関係者という）と連携してワークショップ・検討会を実施し、改善の方向性を地域の関係者とともに検討すること。

(イ) 磨き上げの実施

各体験コンテンツがカテゴリー1を目指して改善できるよう、専門家と地域が協働しながら改善を行うこと。なお、当事業以後も事業者が自発的な改善を継続して実施できるよう、KPIマネジメント等を活用した数値管理の手法をアドバイスすること。

(ウ) 磨き上げするコンテンツのプランの目標数

30本以上をカテゴリー1のレベルに引き上げることを目標とすること。

(エ) 進捗管理

進捗管理を目的とした専門家との会議を月2回以上開催すること。

#### (4) 体験型コンテンツのガイドスキルの向上のための研修会の実施

体験コンテンツの魅力アップするガイドスキルの向上に向けた研修会を実施すること。

- (ア) 県内5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）で各3回以上実施することし、地域の市町、観光協会、DMO及び事業者等と対話しながら、地域の需要に沿ったテーマを設定すること。
- (イ) 実地でのフィールドワークを1回以上実施すること
- (ウ) 受講の対象者はカテゴリ2、3、4、5のプランを有する事業者等とすること。
- (エ) 研修内容は、体験コンテンツの魅力向上につながり「稼げるガイド」になるためのガイドスキルの向上に資するものとする。例えば、体験コンテンツのストーリーづくり、ターゲット層の志向と伝え方等を想定する。
- (オ) 研修の講師は、三重県の旅行者の志向及び三重県の観光の現状に知見があり、かつ、コンテンツのガイドに関する有識者であるとともに、リーダーシップや意識啓発に関して優れた能力を有する者であること。
- (カ) プログラムは事業目的の達成のため、実践的かつ効果的なプログラムとすること。

#### (5) 「三重ならではの旅（仮称）」モデル事業の実施

旅行者の長期滞在に向けて、体験コンテンツや観光スポットを組み合わせた「三重ならではの旅（仮称）」モデルツアーを造成し、OTA等で販売を行うこと。

- (ア) カテゴリ2相当以上の既存体験コンテンツ、開発した体験コンテンツ及び地域の観光スポットを有機的に組み合わせたモデルツアーを造成すること。
- (イ) 宿泊施設を拠点とした2泊3日以上を含む1泊2日以上ツアーであること。
- (ウ) 県内5地域において各地域の宿泊施設を拠点としたプランを1本以上、合計10本以上造成すること。
- (エ) ツアーにおいては地域ならではのストーリー性を明確にしたものにする。
- (オ) モデルツアー実施後の評価をもとに、KPIマネジメント等を活用した改善を行うこと。
- (カ) 「新たなGoToトラベル」や三重県が行う旅行商品販売支援事業等を効果的に活用して利用を促進すること。
- (キ) 早期の販売が開始できるよう、販売価格の設定や発信及び販売手法の明確化、自走可能な体制構築等、必要な調整を行うこと。

#### (6) 「三重ならではの旅（仮称）」のブランディングに向けた体験コンテンツの流通環境整備

当事業で磨き上げ・造成した体験コンテンツやモデルツアーの流通促進に向けて、「三重ならではの旅（仮称）」のブランディングを実施すること。

- (ア) 体験コンテンツ及びモデルツアーの販路開拓
  - ア：当事業で改善・造成した体験コンテンツやモデルツアーの流通のため、OTAへの掲載を促進すること。なお、体験コンテンツについては複数のOTAへの掲載を促進すること。
  - イ：三重県が行う体験コンテンツ利用促進キャンペーン事業（割引クーポン配布等）や周

遊ドライブプラン事業等と連携するなど、相乗効果を発揮した利用を促進すること。

(イ) 体験コンテンツ及びモデルツアーの流通促進に向けた特設サイトの開設及び運営

ア：体験コンテンツとモデルツアーをOTAで効果的に販売するための特集・特設サイトを「観光三重」内に展開し、OTAでの利用を促進すること。

イ：体験コンテンツと宿泊を組み合わせた商品のオンライン掲載を行い、宿泊と体験コンテンツの利用を有機的に組み合わせた利用を促進すること。

(参考)「もっとせとうち！」

(<https://www.jalan.net/jalan/doc/news/button/1279424802/>)

ウ：「三重ならでは旅(仮称)」のブランディングに向けてプロモーション用動画(5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)で各1本以上、合計5本以上及びウェブサイト用画像を製作し、ウェブサイトへ掲載すること。

エ：「三重ならでは旅(仮称)」利用促進に向けたポスター(B2、カラー、100部程度)及びチラシ(A4、カラー、20,000部程度)を製作し、県内観光案内所等(約80か所)へ配送すること。

(ウ) その他、プロモーションの実施

ア：三重県が進める「三重県観光情報プラットフォーム(仮称)」と連携した旅ナカでの情報発信を進めること。

※「三重県観光情報プラットフォーム(仮称)」

三重県におけるDXを推進するため、ウェブサイト「観光三重」と連携し旅マエ・旅ナカへの情報発信を強力に進める取組。別添を参照のこと。

イ：「三重ならでは旅(仮称)」のブランディングに向けて、Z世代等、デジタルで情報収集を行う層に対してインフルエンサー等を活用したウェブやSNSを活用した発信を5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)ごとに行うこと。

ウ：「三重ならでは旅(仮称)」のブランディングに向けて、シニア層やビジネス層等、雑誌で情報収集を行う層に対し、雑誌社と連携した発信を5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)ごとに行うこと。

エ：旅ナカでの情報発信にむけて体験コンテンツを紹介する機能性の高いガイドブックを5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)ごとに5種類作成すること。

① 仕様・印刷部数

・規格(1地域)：B5版／16ページ(表紙・裏表紙含む)以上／フルカラー／マット紙90kg

・発行部数(1地域)：1万部

② 制作方針

・旅ナカの旅行者に対して、近隣地域の体験コンテンツの等の魅力を伝え、利用を促す内容とする。

・体験コンテンツの内容が、直感的にわかるよう工夫すること

・特設サイト等のQRコード等を掲載し、予約が容易にできるようにすること。

③ 配布箇所

・旅行者が多く立ち寄る現地の駅や道の駅、宿泊施設、観光案内所で配布すること。

#### ④ 留意事項

- ・原則として掲載する画像、文章などの必要な素材は、受託者において撮影・取材、作成を行い、内容等の確認をとること。
- ・掲載予定施設等への掲載の許可、掲載内容の確認を行うこと。
- ・原稿について、名称や電話番号、所在地、マップ等の事実関係の厳密な校正を行うこと。
- ・特設サイトでの掲載のため、電子媒体でも納品すること。

#### ⑤ 二次使用

- ・本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真等）は、県が発信するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等で無償で二次使用を可能とすること。

#### (エ) 旅行会社や旅行メディアとの連携及び商談会の実施

ア：体験コンテンツの改善及びモデルツアーの商品化を目的に、旅行会社企画部門や旅行メディア関係者を対象としたプロモーションを実施し、更なるブラッシュアップや業界関係者とのネットワーク造りの機会を提供すること。

イ：「三重ならでは旅（仮称）」ブランドを旅行社や旅行メディアに発信するため、三重県知事による発信の場を想定し、関西圏で実施される旅行博※に出展すること。また、事業者等や観光地づくり団体の参加を募集し、旅行社やランドオペレーターと商談する場を設けること。

※日本観光ショーケース in 関西・大阪を想定（令和5年3月実施予定）

## 5 令和4年度の数値目標（再掲含む）

### (1) アウトプット

- (ア) 体験コンテンツの改善本数 30本以上
- (イ) 体験コンテンツの造成本数 15本を目標
- (ウ) 「三重ならでは旅（仮称）」モデルツアー本数 10本以上

### (2) アウトカム

改善及び造成に関わった体験コンテンツの利用者数 5,000人目標

## 6 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は委託者に帰属するものとする。また、その処理については委託者の指示に従うこと。

## 7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

## 8 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約締結後すぐ、事業の進め方について事務局と協議を行うこと。また、協議後に工程表を作成し、委員会事務局へ提出することとする。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は委員会事務局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに委員会事務局と協議の上、対処するものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、委員会事務局の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。
- (4) 業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し委員会事務局と共有すること。
- (5) 毎月末に、委員会事務局に対し事業の進捗状況の報告を行うこととする。
- (6) 契約に基づく成果物の所有権は、委員会事務局へ成果物の引き渡しが完了したときに、委員会事務局に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって委員会事務局に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 委託業務を通じて取得した個人情報については、委員会事務局の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会情報公開規程で準用する三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により委員会事務局に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (11) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (12) 委託料の支払いについて、必要があると認められるときは、事業の実施に要する経費として、契約金額の8割以内を概算払いにより支払うことができるものとする。
- (13) 委員会事務局が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委員会事務局と協議を行うものとする。

## 9 留意事項

- (1) 本事業の成果物の一切は、みえ観光の産業化推進委員会に帰属するものとする。

- (2) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - (ウ) 委託者に報告すること。
  - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (6) 受託者がウの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (7) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 10 納品する成果物

- (1) 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。
- (2) 印刷物のデザインに関しては、Adobe Illustrator データ及びPDF データで納品すること。
- (3) 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和5年3月29日（水）のいずれか早い日までに、「業務完了報告書」2部（様式任意、A4版・両面印刷）及び「本業務によるすべての制作物・データ」を提出して完了検査を受けること。なお、本事業により取得した動画や静止画等は、DVD等の電子媒体に収録して添付すること。
- (4) 委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。
- (5) 提出先は下記のとおりとする。

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内）